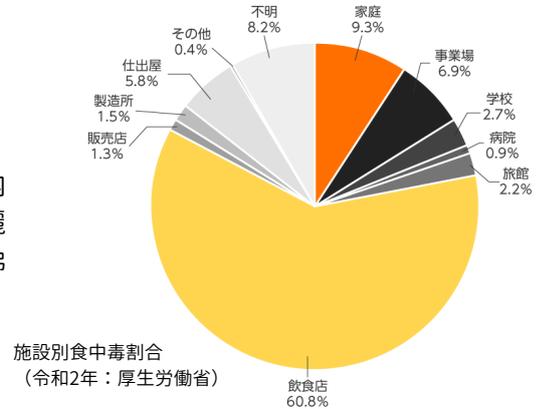




梅雨の時期は食中毒に注意！

6月から10月にかけては細菌による食中毒が多く発生する時期です。統計上では外食時の発生ケースが60%を占めていますが、コロナ禍で家庭内での発生も高まっています。野菜（カット野菜も）などの食材を流水で綺麗に洗う、温め直すときも十分に加熱する、使用後のふきんなどは熱湯で煮沸した後しっかり乾燥させるなどの予防が必要です。
 (食中毒予防の原則と6つのポイント)

https://www.gov-online.go.jp/featured/201106_02/index.html



ペットの保険



15歳未満の子どもの数 **1,540万人**

犬・猫の飼育頭数 **1,855万頭**
 犬：890.3万頭 猫：964.9万頭

総務省統計局「人口推計」
 一般社団法人ペットフード協会「2019年実態調査」

最近の猫ブームで犬より猫を飼う家族の割合が多くなりました。また、ペットの生活環境や医療の充実と共に人間と同じく、ペットの寿命も延びています。それに伴い飼い主さんのペットの医療費負担も増えています。猫で一番多い遺物誤飲の手術では約22万円の全額が飼い主さん負担となります。その様な情勢の中で、ペット保険業界も競争が激しくなっていますので加入時だけでなく、更新時にも保険料や保障内容を比べてみましょう。



相続税と贈与税の一体課税

わが国でも諸外国のように相続税と贈与税を一体的に課税する中立的な税制の構築に向けて検討が始まっています。贈与税には暦年課税と相続時精算課税がありますが、暦年課税は贈与後3年経過すれば相続資産には加算されません。それに対してイギリス7年、ドイツ10年、フランス15年まで、アメリカは無期限で贈与された資産が相続資産に加算され相続税の対象となります。

今後は日本も諸外国の様に贈与した資産の相続資産への加算期間が大幅に伸びるか、或いは暦年課税が廃止されることも想定されています。2019年の贈与税の申告者は48万8千人、内申告納税した35万5千人が総額2500億円を納税しています、1人当たりの平均納税額は約70万円と贈与金額にすると約600万円となっています。

贈与金額	110万円	200万円	300万円	400万円	500万円
贈与税額	0円	9万円	19万円	33.5万円	53万円
税負担率	0	4.5%	6.3%	8.4%	10.6%

暦年課税（一般贈与）



発行元：株式会社ライフフォースサポート
 〒141-0031
 東京都品川区西五反田7-22-17 TOCビル12F
 LFS/d2106001



LINE公式アカウント
はじめました

担当